



平成 24 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 T A I Y O
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 渕 健 司
(コード番号：6252 東証第二部)
常 務 取 締 役
問 合 せ 先 経 営 本 部 長 島 田 千 佳 代
兼 経 営 企 画 部 長
(TEL. 06-6340-1110)

支配株主であるパーカー・ハネフィン・コーポレーションの子会社による当社株式に
対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 19 日開催の取締役会において、パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記「1. 公開買付者の概要」の「(8) 当社と公開買付者の関係」のうち、「資本関係」の項において記載のとおり、当社は米国のオハイオ州法人であるパーカー・ハネフィン・コーポレーション（英語名：Parker-Hannifin Corporation、コード番号：PH、以下「パーカー」といいます。）の連結子会社となっておりますところ、上記の意見表明に係る当社の取締役会決議は、パーカーが、その子会社（以下パーカー及びその子会社を「パーカーグループ」と総称しますが、当社及びその子会社は除きます。）を通じてその持分の全てを保有する公開買付者を通じて本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）することを企図していること、及び本完全子会社化が完了した場合には当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社	
(2) 所 在 地	東京都港区白金台三丁目2番10号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー 職務執行者 ジェフリー・クルマン、マイケル・ユン・チャン、神崎 敏彦	
(4) 事 業 内 容	当社の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に当社の事業を支配し管理することを主たる事業の内容としています。	
(5) 資 本 金	50,000円	
(6) 設 立 年 月 日	平成23年12月14日	
(7) 大株主及び持株比率	パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・ツー・ビー・ヴィー 100%	
(8) 当社と公開買付者の関係(平成24年1月19日現在)	資 本 関 係	該当事項はありません。なお、パーカーグループは公開買付者の持分の全てを保有しています。また、公開買付者の最終的な親会社であるパーカーは、当社株式の30,107,000株(当社発行済株式総数に対する所有割合にして56.49%)を保有しており、当社を連結子会社としています。
	人 的 関 係	該当事項はありません。なお、当社の取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しております。また、当社の取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏並びに当社の監査役石川孝氏は、パーカー又はパーカーの関係会社の役職員を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。なお、当社は、パーカーグループに対して製品を販売しており、また、当社はパーカーグループより製品の購入を行っております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、パーカーグループが持分の全てを保有しており、当社と最終的な親会社を共通にする関連当事者であります。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年1月19日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、本公開買付けが当社の中長期的な企業価値向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を含む本公開買付けに関する諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社株主に対して合理的な価格及び諸条件により株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社株式を取得及び保有することを主たる目的として平成23年12月に設立され、本日現在、ニューヨーク証券取引所上場企業である米国のオハイオ州法人であるパーカーがその子会社を通じてその持分の全てを保有する合同会社です。パーカーは、本日現在、当社株式を30,107,000株（当社が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から当社が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）を控除した株式数（53,293,063株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入するものとし、以下同じとします。）にして56.49%）（以下「パーカー保有分」といいます。）を保有し、当社を連結子会社としております。この度、パーカーは、公開買付者を通じて、本完全子会社化を目的として本公開買付けを実施することとしたとのことです。本公開買付けにおいては、41,700,032株（所有割合にして78.25%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けは行われまいとのことです。買付予定数の下限（41,700,032株）は、当社が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から当社が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されているとのことです。

本公開買付けにあたり、パーカーは、公開買付者との間で、平成24年1月19日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て（30,107,000株（所有割合にして56.49%））について本公開買付けに応募することを合意しているとのことです（当該応募について、充足される必要のある前提条件はないとのことです。）。

② 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由

当社は、大阪市において合名会社太陽鉄工所として昭和8年に設立されました。当社は、紡績機械部品のメーカーから油圧機器、空気圧機器並びに自動車及び半導体関連の産業用機械のメーカーへと転換しています。平成5年、当社は、戦略的成長を求め実施した投資の結果、過度の債務を抱え会社更生手続の適用を余儀なくされました。その後、無事に会社更生手続が終結し、現在では順調に事業を拡大しております。平成14年2月、パーカーと当社は、

資本業務提携を行い、パーカーは、当社の40%の株式を保有する筆頭株主になりました。また、パーカーと当社は、双方に有益な成長をもたらす共同マーケティングやリーン生産方式等の経営手法導入において協力を始め、平成19年6月には、当社がパーカーの商標を無償で使用する権利を有する商標使用許諾契約を締結するとともに、海外においてパーカーの販売網を利用することにより、当社製品を販売することを目的とした非独占での販売店及び代理店契約を締結しました。当社は、平成20年3月に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への上場を果たし、パーカーは、所有割合にして56.49%を保有する株主になりました。

一方、パーカーは、大正7年に米国オハイオ州（本社：クリーブランド）において設立された、モーション・コントロールのテクノロジー及びシステムにおいて世界トップシェアを誇るメーカーです。パーカーは、油圧機器、流体ホース継手、オートメーション機器、航空宇宙機器、フィルトレーション機器、環境機器、計装機器及びシール材の8つの世界規模の事業グループで構成されています。パーカーは、142の独立採算事業部門から構成され、340を超える拠点を有しています。現在、日本を含む47カ国でビジネスを展開しており、平成23年6月30日を期末とする会計年度には売上高123億ドル（約9,877億円（1ドル80円換算））を計上しました。パーカーは、長年に亘り強い財務実績と安定性を維持し、確固たる経営基盤を築きあげている企業として、その株主及び顧客に広く認識されており、お互いに支えあう企業文化を有し、顧客及び従業員から高い信頼を得ています。

パーカーは、現在、連結子会社である当社と強固なビジネス関係を構築しております。当社はパーカーのビジネス手法及びシステムの多くを採用しており、米国及び中国にある製造拠点の一部も共同利用しています。日本においても、パーカーは、販売子会社であるパーカー・ハネフィン日本株式会社といった、当社と補完的な関係にある事業を有しています。

当社は、パーカーの連結子会社として、資本、業務の両面において友好的な関係を築いてまいりました。パーカーは、当社の現在の経営陣のリーダーシップを信頼し、支持しているとのことです。

当社は、油圧と電気のハイブリッド商品である「あつかんサーボ」について発電設備業界、工作機械業界、電池業界等で新たな用途が開発され採用される等、新たなマーケットの開拓を進めております。また、鉄道車両や昨今の省エネ時代にマッチしたハイブリッド商品等、成長が見込まれる分野への需要拡大を図っております。顧客企業のグローバル化への対応としては、中国上海市にある機器製造・販売子会社に続き、平成23年6月に自動車製造設備機械装置の製造・販売を担う子会社「太派机械(天津)有限公司」を中国天津市に設立しました。これにより、日本や韓国の現地出資自動車メーカーから強く要望されていた中国での現地生産及び保守への対応が可能となり、成熟した国内の自動車製造業界に加えて、将来的には中国の自動車メーカーとのビジネスへの参入も視野に入れ、事業の拡大を目指しております。また、同社の設立によって当社自身の為替変動による収益変動を緩和する対策が講じられております。

しかしながら、当社は、リーマンショック以降の金融危機を背景とした受注の一時的な激減に見舞われ、更に、長引く景気の低迷、為替の円高傾向の継続、原材料価格の高騰懸念の中、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による先行きの不透明さも相俟って、今後も自動車関連設備・一般産業機械・工作機械・製鉄機械等の各需要分野の変動に大きく影響を受ける可能性があります。当社においては、国内需要の変動に左右されない強固な事業体質の構築と顧客のグローバル化に対応した生産・販売体制を更に強化していくことが、今後持続的な成長を果たしていくためには急務となっております。

平成20年3月の上場当時と比べても大きく変動したこのような状況の中、パーカーと当社

は、平成 23 年 10 月中旬頃から当社における喫緊の経営課題及び国内市場の今後の不透明さを踏まえ、両者の企業価値向上策について協議を重ねてまいりました。その結果、パーカーと当社は、かかる経営環境の中で当社がパーカーの完全子会社となることが、以下に記載する理由により、当社の企業価値を極大化し、ひいては、パーカーグループ全体の企業価値を拡大するために最善であるとの結論に至り、公開買付者は、平成 24 年 1 月 19 日に、本公開買付けを実施することを決定しました。

パーカーは、当社の技術力及び各種取組みを高く評価しており、本完全子会社化により戦略策定、組織構築及び製品の共同開発を含め一層のシナジー効果を追求できるものと考えているとのことです。一方、パーカーは、当社が事業を拡大するために有益な多くの製品や販売網を有していますが、現在の資本関係では、当社がこれらのものを十分に活用することには限界があります。本完全子会社化の結果、当社は、パーカーグループの一員として、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した当社の製品開発、製品・サービスの相互拡充といった、より緊密な協働関係を築くことが可能となります。パーカーの多岐に亘る製品群、グローバルベースでの経営及び販売インフラが、当社のブランド力及び確固たる経営基盤と結びつくことによって、現在の資本構成においては両者単独では実現できないような大きな成長機会を生み出すことが可能となります。当社との間で長期にわたる良好な関係を続けた結果、パーカーは、本完全子会社化を通じて当社とより効率的な経営関係を構築し、両者の能力を十分に引き出すことにより、当社及びパーカーグループの双方が更に売上高・収益を拡大できると考えているとのことです。

また、当社としましても、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応するためには、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した当社の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーの海外販売網を含めたグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることが不可欠と考えており、加えて、本完全子会社化によって、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現が可能になると考えております。また、パーカーグループ各社との協働関係を本完全子会社化により更に深化させることで、長期的な視点に基づく柔軟な経営戦略の策定及び遂行並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための迅速な意思決定が可能になると考えております。

パーカーは、当社を独立した事業体として存続させ、T A I Y O という名称を継続使用する意向とのことです。これはパーカーのブランド戦略に沿うものであり、パーカーがこれまで行ってきた過去の多数の買収においても同様の方法が採用されているとのことです。パーカーは、当社が公開企業として培ってきた、市場や当社の従業員における T A I Y O というブランドの価値と強みを理解しており、本完全子会社化後も、T A I Y O ブランドを継続的に使用する予定にしているとのことです。また、本完全子会社化後の経営体制及び従業員の雇用等につきましては当面現状を維持する予定にしているとのことです。これらを含め、詳細につきましては今後当社と協議し、シナジーを最大化する最適な方法を決定していく予定とのことです。本完全子会社化後も、当社の従業員は、パーカーというトップクラスの公開企業のグループの一員であり続けます。本完全子会社化は、当社の従業員にとっても、パーカーのグローバルなプレゼンスと規模、強固な財務基盤及び日本国内外における実績と高い成長見込み等に鑑み、より安定した将来と多くの活躍の機会を提供するものと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

当社は本日現在において公開買付者の最終的な親会社であるパーカーの連結子会社であること並びにパーカーと当社の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するために以下のような措置を講じております。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に当社株式の価値の算定を依頼いたしました。野村証券は、当社株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社は、平成24年1月19日に野村証券から株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村証券から本公開買付けの公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

なお、野村証券による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	123円～140円
類似会社比較法	111円～272円
DCF法	244円～373円

市場株価平均法では、平成24年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値140円、直近1週間の終値の平均値128円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値の平均値124円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値123円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値129円（小数点以下四捨五入）をもとに、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を123円から140円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を111円から272円までと分析しております。

最後に、DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を244円から373円までと分析しております。なお、DCF法において前提とした当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立したリーガルアドバイザーとしてアシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けました。

- ③ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係のない当社の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏に対し、本完全子会社化に係る当社による決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏は、上記諮問事項について当社から本完全子会社化に係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成 24 年 1 月 19 日に当社に対し、(a) 本完全子会社化は、当社とパーカーがより効率的な経営関係を構築することにより、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応し、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した当社の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーのグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることに加えて、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現を目的とするものであって、当社の企業価値向上に資するものであり、(b) 「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等、本完全子会社化に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c) そのような公正な手続を経て本完全子会社化に係る当社による決定が行われており少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する当社の決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする意見書を提出いたしました。

- ④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシャー・スト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない当社の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 24 年 1 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議いたしました。なお、当社の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、当社としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く 3 名の取締役（河津健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む 4 名の取締役により審議及び決議を行うという 2 段階の手続を経ております。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付

けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議いたしました。

また、当社の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で当社の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べました。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しているとのことです。また、当社と公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限（41,700,032株）を設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、当社が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から当社が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。このように、公開買付者はパーカー保有分を除く株主の皆様から株式数にして過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、当社の少数株主の皆様のことを重視しているとのことです。

⑦ 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し当社株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としているとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法を用いて当社株式の価値の算定を行ったとのことです。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価基準法	123円から139円
DCF法	228円から259円

市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の直近の終値(139円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値(それぞれ、125円、123円、129円。(小数点以下を四捨五入))を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付け価格を1株当たり250円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値139円に対して79.9%(小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。)、過去1ヶ月間(平成23年12月19日から平成24年1月18日まで)の終値の単純平均値125円(小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の円の数値において同じとします。))に対して100.0%、過去3ヶ月間(平成23年10月19日から平成24年1月18日まで)の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間(平成23年7月19日から平成24年1月18日まで)の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「2.(2)①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を完全子会社化する予定であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得する予定とのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を所有することになるよう一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、平成24年6月中を目処に本完全子会社化の手続を完了させるよう、①当社を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された当社株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類別の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、

会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催することも要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成 24 年 5 月頃を目処としているとのことですが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（当社が保有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数に 1 株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなり、公開買付者以外の当社の株主の皆様で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の当社株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された当社株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の保有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様当社の株式の保有状況、又は関連法令についての当局の解釈の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社を完全子会社とすることを予定しているとのことです。この場合に当社の株主の皆様へ交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

公開買付者は、上記の各手続の実行後に、当社との間で合併等の組織再編を行う可能性があるとのことですが、現時点ではその詳細は未定とのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由等

① 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続を実施することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続が実施される場合、全部取得条項が付された当社株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行わない予定です。

② 上場廃止となる見込みが見込まれる本公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) ①上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式は上場廃止となりますが、当社としては、本公開買付けの諸条件につき、当社並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者機関から取得した株式価値算定書の内容を参考とし、上記リーガルアドバイザーからの法的助言を受けつつ、本公開買付けの諸条件、パーカーの有する経営資源の活用可能性及び当社がパーカーの完全子会社となることによって当社に生じうる業務上及び財務上のシナジー効果等を考慮しつつ慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及びその他の本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、代替措置につきましては、検討しておりません。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにあたり、パーカーは公開買付者との間で、平成 24 年 1 月 19 日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て（30,107,000 株（所有割合にして 56.49%））について本公開買付けに応募することについて合意しているとのことです（当該応募について、充足される必要のある前提条件はないとのことです）。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記2.(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性又は公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

9. 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けは、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成23年9月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本公開買付けの適合状況は以下のとおりです。

当社は、「2.(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保することを企図し、利益相反を回避するための措置を講じており、当該措置は、上記「4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

また、当社は、「2.(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の中の「③支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載のとおり、当社の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない当社の独立役員である社外監査役から、平成24年1月19日に、(1)本完全子会社化は当社の企業価値向上に資するものであり、(2)本完全子会社化に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(3)本完全子会社化に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する当社の決定は当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を入手しております。

10. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料（「株式会社T A I Y O株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）をご参照ください。

以 上

(添付資料)

平成24年1月19日付「株式会社T A I Y O株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

[添付資料]

平成 24 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス
合同会社
代表社員 パーカー・ハネフィン・ネザーランズ・ホールディングス・
ツー・ビー・ヴィー
職務執行者 ジェフリー・クルマン
マイケル・ユン・チャン
神崎 敏彦
問合せ先 (TEL. 03-6408-3912)

株式会社T A I Y O株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 1 月 19 日、下記のとおり株式会社T A I Y O（コード番号：6252 東証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び保有することを主たる目的として平成23年12月に設立され、本日現在、ニューヨーク証券取引所上場企業である米国のオハイオ州法人であるパーカー・ハネフィン・コーポレーション（英語名：Parker-Hannifin Corporation、コード番号：PH、以下「パーカー」といいます。）がその子会社（以下パーカー及びその子会社を「パーカーグループ」と総称しますが、対象者及びその子会社は除きます。）を通じてその持分の全てを保有する合同会社です。パーカーは、本日現在、対象者株式を30,107,000株（対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）を控除した株式数（53,293,063株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入するものとし、以下同じとします。）にして56.49%）（以下「パーカー保有分」といいます。）を保有し、対象者を連結子会社としております。この度、パーカーは、公開買付者を通じて、対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を目的として本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおいては、41,700,032株（所有割合にして78.25%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有

分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。

本公開買付けにあたり、パーカーは、公開買付者との間で、平成24年1月19日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て（30,107,000株（所有割合にして56.49%））について本公開買付けに応募することを合意しております（当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。）。

なお、平成24年1月19日に対象者が公表した「支配株主であるパーカー・ハネフィン・コーポレーションの子会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）から取得した株式価値算定書、アシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同僚イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していませんとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びイーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河津健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

パーカーは、大正7年に米国オハイオ州（本社：クリーブランド）において設立された、モーション・コントロールのテクノロジー及びシステムにおいて世界トップシェアを誇るメーカーです。パーカーは、油圧機器、流体ホース継手、オートメーション機器、航空宇宙機器、フィルトレーション機器、環境機器、計装機器及びシール材の8つの世界規模の事業グループで構成されています。パーカーは、142の独立採算事業部門から構成され、340を超える拠点を有しています。現在、日本を含む47カ国でビジネスを展開しており、平成23年6月30日を期末とする会計年度には売上高123億ドル（約9,877億円（1ドル80円換算））を計上しました。パーカーは、長年に亘り強い財務実績と安定性を維持し、確固たる経営基盤を築きあげている企業として、その株主及び顧客に広く認識されており、お互いに支えあう企業文化を有し、顧客及び従業員から高い信頼を得ています。

パーカーは、現在、連結子会社である対象者と強固なビジネス関係を構築しております。対象者はパーカーのビジネス手法及びシステムの多くを採用しており、米国及び中国にある製造拠点の一部も共同利用しています。日本においても、パーカーは、販売子会社であるパーカー・ハネフィン日本株式会社といった、対象者と補完的な関係にある事業を有しています。

対象者は、大阪市において合名会社太陽鉄工所として昭和8年に設立されました。対象者は、紡績機械部品のメーカーから油圧機器、空気圧機器並びに自動車及び半導体関連の産業用機械のメーカーへと転換しています。平成5年、対象者は、戦略的成長を求め実施した投資の結果、過度の債務を抱え会社更生手続の適用を余儀なくされました。その後、無事に会社更生手続が終結し、現在では順調に事業を拡大しております。平成14年2月、パーカーと対象者は、資本業務提携を行い、パーカーは、対象者の40%の株式を保有する筆頭株主になりました。また、パーカーと対象者は、双方に有益な成長をもたらす共同マーケティングやリーン生産方式等の経営手法導入において協力を始め、平成19年6月には、対象者がパーカーの商標を無償で使用する権利を有する商標使用許諾契約を締結するとともに、海外においてパーカーの販売網を利用することにより、対象者製品を販売することを目的とした非独占での販売店及び代理店契約を締結しました。対象者は、平成20年3月に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への上場を果たし、パーカーは、所有割合にして56.49%を保有する株主になりました。対象者は、パーカーの連結子会社として、資本、業務の両面において友好な関係を築いてまいりました。パーカーは、対象者の現在の経営陣のリーダーシップを信頼し、支持しています。

対象者は、油圧と電気のハイブリッド商品である「あつかんサーボ」について発電設備業界、工作機械業界、電池業界等で新たな用途が開発され採用される等、新たなマーケットの開拓を進めております。また、鉄道車両や昨今の省エネ時代にマッチしたハイブリッド商品等、成長が見込まれる分野への需要拡大を図っております。顧客企業のグローバル化への対応としては、中国上海市にある機器製造・販売子会社に続き、平成23年6月に自動車製造設備機械装置の製造・販売を担う子会社「太派机械(天津)有限公司」を中国天津市に設立しました。これにより、日本や韓国の現地出資自動車メーカーから強く要望されていた中国での現地生産及び保守への対応が可能となり、成熟した国内の自動車製造業界に加えて、将来的には中国の自動車メーカーとのビジネスへの参入も視野に入れ、事業の拡大を目指しております。また、同社の設立によって対象者自身の為替変動による収益変動を緩和する対策が講じられております。

しかしながら、対象者は、リーマンショック以降の金融危機を背景とした受注の一時的な激減に見舞われ、更に、長引く景気の低迷、為替の円高傾向の継続、原材料価格の高騰懸念の中、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による先行きの不透明さも相俟って、今後も自動車関連設備・一般産業機械・工作機械・製鉄機械等の各需要分野の変動に大きく影響を受ける可能性があります。対象者においては、国内需要の変動に左右されない強固な事業体質の構築と顧客のグローバル化に対応した生産・販売体制を更に強化していくことが、今後持続的な成長を果たしていくためには急務となっております。

平成20年3月の上場当時と比べても大きく変動したこのような状況の中、パーカーと対象者は、平成23年10月中旬頃から対象者における喫緊の経営課題及び国内市場の今後の不透明さを踏まえ、両者の企業価値向上策について協議を重ねてまいりました。その結果、パーカーと対象者は、かかる経営環境の中で対象者がパーカーの完全子会社となることが、以下に記載する理由により、対象者の企業価値を極大化し、ひいては、パーカーグループ全体の企業価値を拡大するために最善であるとの結論に至り、公開買付者は、平成24年1月19日に、本公開買付けを実施することを決定しました。

パーカーは、対象者の技術力及び各種取組みを高く評価しており、本完全子会社化により戦略策定、組織構築及び製品の共同開発を含め一層のシナジー効果を追求できるものと考えております。一方、パーカーは、対象者が事業を拡大するために有益な多くの製品や販売網を有していますが、現在の資本関係では、対象者がこれらのものを十分に活用することには限界があります。本完全子会社化の結果、対象者は、パーカーグループの一員として、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充といった、より緊密な協働関係を築くことが可能となります。パーカーの多岐に亘る製品群、グローバルベースでの経営及び販売インフラが、対象者のブランド力及び確固たる経営基盤と結びつくことによって、現在の資本構成においては両者単独では実現できないような大きな成長機会を生み出すことが可能となります。対象者との間で長期にわたる良好な関係を続けた結果、パーカーは、本完全子会社化を通じて対象者とより効率的な経営関係を構築し、両者の能力を十分に引き出すことにより、対象者及びパーカーグループの双方が更に売上高・収益を拡大できると考えております。

また、対象者としまでも、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応するためには、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカー

の海外販売網を含めたグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることが不可欠と考えており、加えて、本完全子会社化によって、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現が可能になると考えているとのことです。また、パーカーグループ各社との協働関係を本完全子会社化により更に深化させることで、長期的な視点に基づく柔軟な経営戦略の策定及び遂行並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための迅速な意思決定が可能になると考えているとのことです。

パーカーは、対象者を独立した事業体として存続させ、T A I Y Oという名称を継続使用する意向です。これはパーカーのブランド戦略に沿うものであり、パーカーがこれまで行ってきた過去の多数の買収においても同様の方法が採用されております。パーカーは、対象者が公開企業として培ってきた、市場や対象者の従業員におけるT A I Y Oというブランドの価値と強みを理解しており、本完全子会社化後も、T A I Y Oブランドを継続的に使用する予定にしております。また、本完全子会社化後の経営体制及び従業員の雇用等につきましては当面現状を維持する予定にしておりますが、これらを含め、詳細につきましては今後対象者と協議し、シナジーを最大化する最適な方法を決定していく予定にしております。本完全子会社化後も、対象者の従業員は、パーカーというトップクラスの公開企業のグループの一員であり続けます。本完全子会社化は、対象者の従業員にとっても、パーカーのグローバルなプレゼンスと規模、強固な財務基盤及び日本国内外における実績と高い成長見込み等に鑑み、より安定した将来と多くの活躍の機会を提供するものと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者は本日現在において公開買付者の最終的な親会社であるパーカーの連結子会社であること並びにパーカーと対象者の人事及び業務上の継続的な関係を勘案し、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するために以下のような措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。みずほ証券は、市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	123円から139円
DCF法	228円から259円

市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値（139円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ、125円、123円、129円。（小数点以下を四捨五入））を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付け価格を1株当たり250円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値139円に対して79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去1ヶ月間（平成23年12月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値125円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の円の数値において同じとします。）に対して100.0%、過去3ヶ月間（平成23年10月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間（平成23年7月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村證券に対象者株式の価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は、平成24年1月19日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、野村證券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	123円～140円
類似会社比較法	111円～272円
DCF法	244円～373円

市場株価平均法では、平成24年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値140円、直近1週間の終値の平均値128円、直近1ヶ月間の終値の平均値124円、直近3ヶ月間の終値の平均値123円及び直近6ヶ月間の終値の平均値129円をもとに、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を123円から140円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を111円から272円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を244円から373円までと分析しているとのことです。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立したリーガルアドバイザーとしてアシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けたとのことです。

③ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏に対し、本完全子会社化に係る対象者による決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏は、上記諮問事項について対象者から本完全子会社化に係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年1月19日に対象者に対し、(a)

本完全子会社化は、対象者とパーカーがより効率的な経営関係を構築することにより、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応し、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーのグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることに加えて、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現を目的とするものであって、対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等本完全子会社化に係る交渉過程の手續は公正であると認められ、(c)そのような公正な手續を経て本完全子会社化に係る対象者による決定が行われており少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する対象者の決定は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシヤースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ベルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ベルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役(河渕健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏)により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手續を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役(中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏)は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限（41,700,032株）を設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。このように、公開買付者はパーカー保有分を除く株主の皆様から株式数にして過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の少数株主の皆様を重視しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社化する予定であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、平成24年6月中を目処に本完全子会社化の手続を完了させるよう、①対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項が付された対象者株式の全て（対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、上記②の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催することも要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成24年5月頃を目処とすることになりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表するよう対象者に要請する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることとなる金銭の額）については、本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなり、公開買付け以外に対象者の株主の皆様で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない株式の数が1株に満たない端数と

なるように決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の対象者株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された対象者株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者の対象者株式の保有状況、公開買付者以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況、又は関連法令についての当局の解釈の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外を対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社とすることを予定しております。この場合に対象者の株主の皆様へに交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

公開買付者は、上記の各手続の実行後に、対象者との間で合併等の組織再編を行う可能性があります。現時点ではその詳細は未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続を実施することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続が実施される場合、全部取得条項が付された対象者株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けにあたり、パーカーは公開買付者との間で、平成24年1月19日付で公開買付応募契約を締結し、パーカー保有分の全て(30,107,000株(所有割合にして56.49%))について本公開買付けに応募することについて合意しております(当該応募について、充足される必要のある前提条件はありません。)

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名	称	株式会社TAIYO							
② 所	在	地	大阪市東淀川区北江口1丁目1番1号						
③ 代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役社長 河渕 健司
④ 事	業	内	容	油空圧機器、機械・装置の製造・販売					
⑤ 資	本	金	3,153,450千円(平成23年12月20日現在)						
⑥ 設	立	年	月	日	昭和8年7月1日				

⑦ 大株主及び持株比率 (平成23年6月20日現在)	パーカー・ハネフィン・コーポレーション (常任代理人 パーカー・ハネフィン日本株式会社)	56.49%
	TAIYO従業員持株会	9.85%
	株式会社りそな銀行	1.88%
	西日本エア・ウォーター物流株式会社	1.31%
	株式会社エス・サイエンス	1.16%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.09%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	0.77%
	住商鋼管株式会社	0.77%
	日本証券金融株式会社	0.53%
	摂津機電株式会社	0.51%
⑧ 公開買付者と対象者の関係 (平成24年1月19日現在)	資本関係	該当事項はありません。なお、パーカーグループは公開買付者の持分の全てを保有しています。また、公開買付者の最終的な親会社であるパーカーは、対象者株式の30,107,000株(所有割合にして56.49%)を保有しており、対象者を連結子会社としています。
	人的関係	該当事項はありません。なお、対象者の取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しております。また、対象者の取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏並びに対象者の監査役石川孝氏は、パーカー又はパーカーの関係会社の役職員を兼任しております。
	取引関係	該当事項はありません。なお、対象者は、パーカーグループに対して製品を販売しており、また、対象者はパーカーグループより製品の購入を行っております。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、パーカーグループが持分の全てを保有しており、対象者と最終的な親会社を共通にする関連当事者であります。

(2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3) 日程等

① 日程

業務執行社員による決定	平成24年1月19日(木曜日)
公開買付開始公告日	平成24年1月20日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成24年1月20日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成24年1月20日(金曜日)から平成24年3月5日(月曜日)まで(32営業日)

- ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金 250円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成24年1月18日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	123円から139円
DCF法	228円から259円

市場株価基準法では、平成24年1月18日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値（139円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ、125円、123円、129円。（小数点以下を四捨五入））を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を123円から139円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を228円から259円までと分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年1月19日に本公開買付価格を1株当たり250円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の1株当たり250円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年1月18日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値139円に対して79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去1ヶ月間（平成23年12月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値125円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の円の数値において同じとします。）に対して100.0%、過去3ヶ月間（平成23年10月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値123円に対して103.3%、過去6ヶ月間（平成23年7月19日から平成24年1月18日まで）の終値の単純平均値129円に対して93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

対象者は、リーマンショック以降の金融危機を背景とした受注の一時的な激減に見舞われ、更に、長引く景気の低迷、為替の円高傾向の継続、原材料価格の高騰懸念の中、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による先行きの不透明さも相俟って、今後も自動車関連設備・一般産業機械・工作機械・製鉄機械等の各需要分野の変動に大きく影響を受ける可能性があります。対象者においては、国内需要の変動に左右されない強固な事業体質の構築と顧客のグローバル化に対応した生産・販売体制を更に強化していくことが、今後持続的な成長を果たしていくためには急務となっております。

平成20年3月の上場当時と比べても大きく変動したこのような状況の中、パーカーと対象者

は、平成 23 年 10 月中旬頃から対象者における喫緊の経営課題及び国内市場の今後の不透明さを踏まえ、両者の企業価値向上策について協議を重ねてまいりました。その結果、パーカーと対象者は、かかる経営環境の中で対象者がパーカーの完全子会社となることが、対象者の企業価値を極大化し、ひいては、パーカーグループ全体の企業価値を拡大するために最善であるとの結論に至り、公開買付者は、平成 24 年 1 月 19 日に、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯で本公開買付価格を決定いたしました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するにあたり、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループ並びに対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し対象者株式の価値の算定を依頼し、平成 24 年 1 月 18 日にみずほ証券から提出された株式価値算定書を参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(意見の概要)

みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法を用いて対象者株式の価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価基準法	123 円から 139 円
DCF 法	228 円から 259 円

市場株価基準法では、平成 24 年 1 月 18 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近の終値（139 円）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ、125 円、123 円、129 円。（小数点以下を四捨五入））を基に、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を 123 円から 139 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの価値の範囲を 228 円から 259 円までと分析しております。

(当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯)

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 24 年 1 月 19 日に本公開買付価格を 1 株当たり 250 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の 1 株当たり 250 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 24 年 1 月 18 日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 139 円に対して 79.9%（小数点以下第二位を四捨五入するものとし、以下本項の%の数値において同じとします。）、過去 1 ヶ月間（平成 23 年 12 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値の単純平均値 125 円（小数点以下を四捨五入するものとし、以下本項の円の数値において同じとします。）に対して 100.0%、過去 3 ヶ月間（平成 23 年 10 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値の単純平均値 123 円に対して 103.3%、過去 6 ヶ月間（平成 23 年 7 月 19 日から平成 24 年 1 月 18 日まで）の終値の単純平均値 129 円に対して 93.8%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

(a) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立した第三者算定機関としての財務アドバイザーである野村証券に対象者株式の

価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は、平成24年1月19日に野村證券から株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、野村證券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法	123円～140円
類似会社比較法	111円～272円
DCF法	244円～373円

市場株価平均法では、平成24年1月17日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値140円、直近1週間の終値の平均値128円、直近1ヶ月間の終値の平均値124円、直近3ヶ月間の終値の平均値123円及び直近6ヶ月間の終値の平均値129円をもとに、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を123円から140円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を111円から272円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を244円から373円までと分析しているとのことです。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者並びにパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループから独立したリーガルアドバイザーとしてアシャースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けたとのことです。

(c) 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者の支配株主であるパーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏に対し、本完全子会社化に係る対象者による決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏は、上記諮問事項について対象者から本完全子会社化に係る公開買付者の提案内容について説明を受け、検討の結果、平成24年1月19日に対象者に対し、(a)本完全子会社化は、対象者とパーカーがより効率的な経営関係を構築することにより、持続的成長に向け、国内需要に左右されない強固な事業体質の構築とグローバル対応といった喫緊の課題に対応し、何ら制約を受けることなく、技術の相互活用、特にパーカーの技術力を活用した対象者の製品開発、製品・サービスの相互拡充、パーカーのグローバル経営資源の活用を、抜本的に進めることに加えて、経営基盤強化のための戦略的投資、重複投資の回避、原材料・部品等の共同調達の一層の推進等、更なるシナジーの実現を目的とするものであって、対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載の各措置が講じられる等本完全子会社化に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)そのような公正な手続を経て本完全子会社化に係る対象者による決定が行われており少数株主の利益への合理的な配慮がなされている等の理由から、本完全子会社化に関する対象者の決定は対象者の少数株主

にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

(d) 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシヤースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき綜合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれパーカー又はパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役(河津健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏)により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役(中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏)は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(e) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

(f) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限(41,700,032株)を設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限(41,700,032株)は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数(53,296,100株)から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数(3,037株)及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分(30,107,000株)を控除した株式数(23,186,063株)の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数(41,700,032株(小数点以下四捨五入)、所有割合にして78.25%)に設定されております。このように、公開買付者はパーカー保有分を除く株主の皆様から株式数にして過半数の賛同を得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の少数株主の皆様を重視しております。

③ 算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
53,293,063 (株)	41,700,032 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（41,700,032株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（41,700,032株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限（41,700,032株）は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から、対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式（3,037株）及び本公開買付けに応募することに同意しているパーカー保有分（30,107,000株）を控除した株式数（23,186,063株）の過半数に相当する株式数にパーカー保有分を加えた株式数（41,700,032株（小数点以下四捨五入）、所有割合にして78.25%）に設定されております。
- (注2) 「買付予定数」は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から、対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式（3,037株）を控除した株式数（53,293,063株）となります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	30,107個	(買付け等前における株券等所有割合56.49%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	53,293個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	53,271個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（53,293,063株）に係る議決権の数です。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年11月2日に提出した「第81期第1四半期報告書」に記載された平成23年6月20日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成23年9月20日現在の発行済株式総数（53,296,100株）から対象者が平成23年10月18日に公表した「平成24年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載され

た対象者が平成23年9月20日現在保有する自己株式数(3,037株)を控除した株式数(53,293,063株)に係る議決権の数(53,293個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(8) 買付代金 13,323 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(53,293,063株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成24年3月9日(金曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法
後記(10)「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(41,700,032株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(41,700,032株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びブでないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(9) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合は、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(11) 公開買付開始公告日

平成24年1月20日（金曜日）

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、野村證券から取得した株式価値算定書、アシヤースト法律事務所・外国法共同事業及びはばたき総合法律事務所から得た法的助言、パーカー及び公開買付者を含むパーカーグループと利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年1月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、取締役リチャード・ペルズ氏は、パーカーから出向しており、取締役近藤義法氏及び同ホー・イーフェイ氏は、それぞれ公開買付者の完全親会社であるパーカーの関係会社の役員を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

また、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、取締役島田千佳代氏は、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議に参加しておりますが、パーカーの関係会社の元従業員であるため、利益相反回避の観点から、対象者としては、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まずはリチャード・ペルズ氏、近藤義法氏及びホー・イーフェイ氏のほか島田千佳代氏を除く3名の取締役（河津健司氏、橋本隆氏及び高井紀夫氏）により審議及び決議を行った上で、島田千佳代氏を含む4名の取締役により審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのことです。その結果、いずれの審議及び決議においても、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した全取締役の全員一致で決議したとのことです。

また、対象者の監査役のうち、監査役石川孝氏は、パーカーの関係会社の役員を兼任しているため、利益相反回避の観点から、本公開買付けに係る議案の審議には参加しておらず、かつ監査役石川孝氏を除く全監査役（中塚明久氏、馬目利昭氏及び高坂佳郁子氏）は、全員一致で対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成24年6月期 第2四半期連結決算短信

対象者は、平成24年1月19日に、東京証券取引所において「平成24年6月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(a) 損益の状況（連結）

決算年月	平成24年6月期 (第81期) 第2四半期連結累計期間
売上高	8,833,423百万円
売上原価	6,582,915百万円
販売費及び一般管理費	1,647,424百万円
営業外収益	46,688百万円
営業外費用	45,093百万円
四半期純利益	298,829百万円

(b) 1株当たりの状況 (連結)

決算年月	平成24年6月期 (第81期) 第2四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	5.61円
1株当たり配当額	2円
1株当たり純資産額	293.77円

(注) 対象者によれば、対象者は、公開買付期間中である平成24年2月2日に、第81期第2四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

② 業績予想の修正

対象者は、平成24年1月19日に、東京証券取引所において「第2四半期連結累計期間の業績予想値と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の修正の概要は、以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(a) 平成24年6月期第2四半期連結累計期間の業績予想値と実績値との差異 (平成23年6月21日～平成23年12月20日)

(単位：百万円、%)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
前回発表予想 (A)	9,000	660	680	410	7円69銭
今回実績 (B)	8,833	603	604	298	5円61銭
差異額 (B-A)	△167	△57	△76	△112	—
差異率 (%)	△1.9	△8.6	△11.1	△27.1	—
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成23年6月期第2四半期)	8,360	472	520	274	5円15銭

(b) 平成24年6月期通期連結業績予想の修正 (平成23年6月21日～平成24年6月20日)

(単位：百万円、%)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	17,900	1,370	1,430	850	15円95銭
今回修正予想 (B)	18,000	1,200	1,150	620	11円63銭
増減額 (B-A)	100	△170	△280	△230	—
増減率 (%)	0.6	△12.4	△19.6	△27.1	—
(ご参考)前期実績 (平成23年6月期)	21,438	1,391	1,456	809	15円19銭

(注) 平成23年6月期は、3月決算から6月決算へ決算期を変更したことに伴い15ヶ月の変則決算となっております。

(c) 修正の理由

(イ) 平成 24 年 6 月期第 2 四半期連結累計期間の業績予想値と実績値との差異

機器事業は、中国をはじめとする新興国向けの輸出に支えられた工作機械や一般産業機械向けの油空圧機器は堅調に推移いたしました。また、特注油圧機器も、電力関連や製鉄機械向けの需要が伸びたことにより堅調に推移いたしました。

装置事業は、国内における自動車設備の新規引き合いは依然として低迷した状態ですが、海外、特に中国や韓国の自動車メーカーの設備投資は引き続き堅調に推移しております。しかしながら一部の海外物件において追加工事の発生に伴い、製造原価が受注金額を上回る結果となり、営業利益は大きくマイナスとなりました。一方、デジタル家電の出荷減による半導体需要の伸び悩みにより、半導体製造メーカーの設備投資は引き続き低調に推移いたしました。

また、平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度より法人税率が引き下げられたことに伴い、繰延税金資産が取り崩されたことにより法人税等調整額が増加し、当期純利益が減少することになりました。

(ロ) 平成 24 年 6 月期通期連結業績予想の修正

機器事業は、工作機械や一般産業向けの油空圧機器及び電力関連や製鉄機械向け特注油圧機器の需要は堅調に推移するものの、鉄道車両向け空気圧機器は低迷するものと予測しております。

装置事業は、上期に引き続き円高によるドル建て受注残の実質受注価格の低下により利益減が予想されます。また、半導体製造装置は、メモリー関連の設備投資は動き出したものの、大幅に回復するには至らないと予測しております。

なお、今後の市況や顧客動向、経済情勢の動向等が、業績に影響を及ぼす場合には、開示基準に従って速やかに開示いたします。

(注) 上記の予想数値は、本資料の発行日現在において入手可能な情報に基づいて算出しており、実際の業績は、今後様々な要因によって異なる結果となる可能性があります。

以上